

平成8年度日本造園学会全国大会分科会報告

文化的景観の保全

企画責任者： ランドスケープ遺産保全委員会
 (今回の担当、 本中 真* 佐々木邦博**)

はじめに

この分科会は1996年5月27日(月)に長野県伊那市にある郡民会館で開かれた。参加者は約35名である。分科会の内容を以下に報告する。ただ、録音機材の性能が悪く、質問がうまく再現できなかった。おわびいたします。

司会(佐々木)： それでは文化的景観の保全をテーマとした分科会を始めさせていただきます。今回企画いたしましたのは、文化庁の本中さんと信州大学の佐々木です。

主旨説明からしていきます。世界遺産条約を日本が批准したことをマスコミはよくとりあげております。京都の寺社仏閣、飛騨などにあります合掌造りが指定されるなど、次第に名が知られてまいりました。しかし世界遺産条約の中にあります文化遺産、その中に景観自体を遺産として捉える文化的景観が含まれているということは意外に知られておりません。また知る機会にも恵まれておりません。そこで今回はこのことについていろいろディスカッションしていきたいという主旨で企画した次第です。

文化財保護に関して簡単に歴史的に振り返ってみます。建築物からいきますと、アテネのアクロポリスの保全についてアテネで会議が行われたのが1931年です。1933年には同じアテネでル・コルビジェらによる近代建築の会議が開かれるわけですが、その2年前に全く正反対の会議が開かれます。それが文化財保護の世界的な最初の会議だったと思います。その後進展し、建築物単体だけではなく、街路が入り組んだ町自体も対象とされています。第二次世界大戦後ユネスコが活動を引き継ぎ、さらに発展していきます。14年前に行われましたナボリ会議で採択された宣言には建築物群を単に保護するばかりではなく、その中で営まれております人々の生活が維持されない限り文化財としての町の保護にはならないということがうたわれまして、生活と文化財を密接に関連づけて保全するようになってきております。

また自然環境の保護が重要な問題となっております。1872年に世界で始めての国立公園がアメリカに誕生いたしました。イエローストーン国立公園なのですが、この動きは世界中に広まっていきます。戦後になりますと1948年に国際自然保護連合が設立されます。その後も野生生物基金が設立され、国連環境人間会議が開かれてきました。こうして自然環境、身近な環境と人間との関係を捉えてきた動きが広まってきたわけです。

文化的景観は、これらの動きのどちらも人々が生きている環境というのを問題にし始めているんですが、双方の動きの中で生まれてきた新しい概念といえるのではないでしょうか。

今日の構成なのですが、まず世界遺産条約の中に含まれております文化的景観と概念の説明を文化庁の本中真さんからうけたいと思います。次に具体的事例がありまして、富士山が取り上げられております。その動きを、現在、環境庁の新宿御苑管理事務所長さんであられます赤土攻さんと、文化庁文化財保護部の安原啓示さんにご説明願います。

本中： 世界遺産条約とは、1972年のユネスコ総会で採択された文化と自然の遺産の保護に関する条約です。それ以前から、自然環境、地球の環境をどのように保護していくかといった議論が活発に行われ、それをふまえた新たな条約が米国を中心として提案されていました。一方ユネスコでは文化遺産の保存に対してどういう手を打つのかということも議論されていました。それらが1972年に結合して世界遺産条約として誕生したわけです。世界の文化と自然の遺産を技術的にも、それから財政的にも国際的に連携しながら保存していくという目的を持つ大きな始めての試みであったわけです。けれども一方では条約上自然と文化というものがはっきりと区分されている特徴があります。自然と文化の共同作品のような記念物、あるいは文化的要素を持っている景観はどちらの遺産に含めるべきか、そういうことが最初から問題として含まれていたわけです。

1980年代になってイギリスが湖水地方国立公園の世界遺産登録を申請したときに、このような景観をどのように世界遺産に位置づけていくかという問題が、世界遺産委員会、国際記念物遺跡会議(イコモス)、国際自然保護連合(IUCN)で議論されました。その中では自然遺産と文化遺産の中間的存在である景観に対して独自の新たな基準をもうけるべきではないかという意見が大勢をしめっていました。急進的意見としては、世界遺産条約が持っている枠組みそのもの、つまり自然遺産と文化遺産とにはっきりわけたような概念規定そのものがおかしいのではないかという問題提起がありました。何度かの専門家会議が開かれて、最終的に1992年ですが、文化的景観は文化的要素が非常に強いので文化遺産に含めて関連づけていこうということで話がまとまりました。現在は、それらの具体的な推薦登録を通じて、肉付けを行っていく段階にさしかかったといつても過言ではないかと思います。

この文化的景観は世界遺産委員会が提案している世界遺産を巡る世界的戦略、どういうふうに世界遺産を拾い上げて保存していくかという戦略的方針の中で非常に大きくクローズアップされています。また今までの文化遺産の中から欠落していた非常に新しい時代の産業遺産、20世紀の建築遺産であるとか庭園遺産であるとか、そういうものを広く取り上げていく戦略指針の一環としてもクローズアップされているものです。この3、4年の間に、文化的景観として登録された物件も増えてまいりました。とはいってもその国々に特徴がある景観があります。いわば世界各国や民族がそれぞれ一つの物件を世界遺産として登録申請してもおかしくない。それくらい幅の広い、独自性と地域性を帯びている概念であると思います。

人がその居住を通じて関わり合ってきたあらゆる自然的文化的要素の総体として風景を捉えて、そこに住んでいる人の居住の証として風景を位置づけようとする精神がその文化的景観を世界遺産に含めようとする姿勢の背景にあります。といっても景観的要素というものは非常に幅が広いですから、それを一応3つのカテゴリーに分けています。

*文化庁文化財保護部 **信州大学農学部

第1カテゴリーというのは、人間の意図によって作り出された作品群です。庭園や公園がこれに該当致します。すでに登録されている事例としてはスウェーデンの森林墓園と、昨年12月にポルトガルのシントラの文化的景観、これは僧院や宮殿を中心とする庭園群が文化的景観としてその価値を認められて登録されました。それから今年の4月にウィーンで開かれた専門家会議でも指摘されているのですが、既に登録済みの文化遺産の中に文化的景観に含み得る遺産がないかどうか、洗いなおしが必要となっています。例えばベルサイユ宮殿の庭園ですか、ファンテンブローの宮殿、シャンボール城などに庭園があるわけですが、これらは文化遺産として認定されてきたもので、文化的景観としては価値付けが行われていなかったものであるわけです。これらも、今後文化的景観として後追いのような形で価値づけすることが出来るのではないかと考えられます。それから京都の文化財、これは1994年文化遺産に登録されたものです。これも92年の文化的景観のガイドラインがはっきり定まる以前に申請作業が進んでいたのですから、申請書の中では文化的景観という位置づけをしておりません。しかし京都の文化財を構成する一連の特別名勝の指定庭園は積極的に文化的景観として評価していいと思います。

第2カテゴリーに属するものは設計意図が自然的な分野におよんだものです。例えば農林水産業によって作り出された独特の景観、あるいはある一定の時代の中で活動を停止している景観、記念物と一体となって昔の景観がそのまま今に残っているような景観、庭園のように維持管理しなくとも景観が残っている、いわば地形と共に残っているような景観というふうに規定されています。この事例として、アンコール遺跡を挙げることができます。遺跡の周辺に今でもカナルが伸びていますし、そのカナルはトンレサップ湖につながるんですけど、湖の満ち引きによって水の出入りがあってですね、アンコール王朝時代から水の出入りを操作するカナルがずっと生き続けて、今でも農業用水路として利用されているわけです。また、去年の12月に登録されたフィリピンの高地性棚田景観などもこのカテゴリーに含められるものです。棚田は日本ではおなじみのものですけれども、まさに地形と人間のなりわいとが密着して作りあげた独特の景観であると思います。1995年登録された日本の白川・五箇山の合掌集落は、建造物群として世界遺産に申請登録したものですが、その周辺に存在する水田景観と森林景観を遺産の価値を担保する緩衝地帯に含め、それらに対して文化的景観という名を用いて申請を行っています。

第3番目のカテゴリーは、さらに自然的要素の強いものです。宗教的な意識ですか、あるいは芸術的な関連性、文化的な関連性のある自然景観ということです。これに該当するものが日本の富士山であろうと思います。既に登録されているものはニュージーランドのトンガリロ国立公園、これは富士山によく似たコニーデ型の山がいくつか存在する国立公園地域なんです。既に自然遺産として世界遺産に登録されていた地域が、実はニュージーランドの先住民であるマオリ族が聖地として崇めてきた場所であり、その文化性が積極的に評価されて文化的景観として登録されました。同種のものにオーストラリアのウルル・カタチユタ国立公園がありますが、エアーズロックとして有名な砂漠に存在している岩塊の地域です。ここはアボリジニの狩猟地や採草地として彼らの管理によって長年維持されてきた場所でありますし、またその岩塊の部分は彼らの聖地であり、考古学的な遺物や壁画等が残されています。彼らの文化的価値観が自然の景観と緊密に結びついていることが積極的に評価されて、文化的景観として登録されたわけです。この第3カテゴリーは非常に自然的要素が強くて、これが文化的景観として認められるのかどうなのかについて長い間議論がありました。可視的にみえる景観の中に文化的要素というものが全然見えないのであります、本当に自然的景観と変わりない。

まさしく自然景観に近似したものであるからです。しかし今では国連の先住民の権利を守っていこうという戦略ともタイアップして、第3カテゴリーに属する文化的景観としてクローズアップされています。

これまでの文化遺産と自然遺産の登録基準を表-1にまとめさせていただきました。文化遺産の種別はおおむね3つに分かれますが、その3つのほかに文化的景観があります。これを新たな概念として3つのカテゴリーを文化遺産の中によみこめるように1992年にガイドラインの改訂が行われました。それに伴って6つの登録基準の改訂もおこなわれています。遺産の世界的な価値、あるいは普遍的価値（ユニバーサルバリュー）を判断する指標として、文化遺産の場合4つのオーセンティシティが定められています。加えて文化的景観の場合には、その独特的特徴、特性、あるいは構成要素等々にも着目するべきであるということが定められています。

自然遺産については4つの種別が示されていて、それに対応してそれぞれ4つの登録基準が定められています。特に自然遺産に関わる文化的景観の場合には、その3番目の美的重要性を持った優れた自然遺産、自然現象あるいは地域が対象となってくるかと思います。自然遺産の場合には遺産を評価する指標として7つのインテグリティー（完全性）が定められています。文化遺産が文化の多様性に左右されるのに対して、自然遺産の場合にはより厳密で非常に厳しい審査が求められているといえます。

さて富士山の例ですが、特別名勝に指定されている部分は山の五合目から上の部分と登山道、鎌倉街道筋と呼ばれている道の部分です。富士山原生林は特別天然記念物に指定されています。これは国立公園の指定範囲にもなっています。戦後、山梨県が名勝の仮指定を申請した時にも現在の国立公園の地域とほぼ同じ範囲が名勝に含まれていたんですが、その後五合目から上の部分だけに限定されるようになりました。名勝と国立公園からはずれている東山麓部分は自衛隊の演習場です。ところで第3カテゴリーに属する文化的景観というのは、絵画作品にどの程度表現されているのか、宗教的価値がどの程度認識されているのかということが、大きな価値評価の対象となっていますが、富士山に即して例示すると、まず富士曼陀羅があります。富士山に通ずる宗教施設の配置を表現し、山全体は死者の世界であるゆえに、あの世の世界を体験するためのコースを描いたものです。

ところで富士山は、土地の所有関係ですか保存のあり方についても非常に錯綜してまして、今後、遺産登録にむけてはかなり難しい面があるだろうと思っています。以上説明を終わります。

司会： 次に赤土さんの方から富士山について説明をお願いいたします。

赤土： 3年間ほど富士山の環境保全問題に取り組んでまいりました。その経験をふまえまして、国立公園として富士山の抱えております景観保全の現状と問題についてお話をさせていただきたいと思います。

自然公園ではどのように文化景観を捉えているのか、この点についてまずお話ししてみたいと思います。自然公園は「優れた自然の風景地を保護するとともに国民の保健、休養、教化に資すること」を目的としています。自然公園は元来傑出した自然の風景地であることを設定の要件とするものであるが、わが国では、特に社寺とか史跡などの文化景観を包含することも、わが国の自然景観の一つの特質として捉えられてきました。その考え方方は国立公園制度ができて以来の考え方であります。具体的に申しますと、皆さんご存じの阿蘇国立公園の牧野景観、伊勢志摩の伊勢神宮、日光の東照宮、それから瀬戸内海の宮島や古戦場などたくさんあります。「わが国の歴史が古く、社寺仏閣や名所旧跡などがたくさんあって、自然の風景をより趣深いものとしている」という考

え方によるものです。このため、文化景観の把握の仕方や評価について制度化がなされています。自然公園の選定要領や国立公園基本調査標準、国立公園作成要領などに明記されています。従いまして、自然公園では文化景観も重要な景観要素として捉えられてきました。

続きまして、富士山についてお話ししたいと思います。富士山及びその周辺の61000haに及ぶその地域は昭和11年(1939年)富士箱根国立公園に指定され、後に伊豆地域が追加され、現在の富士箱根伊豆国立公園となりました。まず富士山の範囲ですが、一般的には地図上の富士山噴出物の範囲とするのが論理的であるといわれています。ここに津屋先生の図面がありますが、大体このエリアが富士山の地域であると言われています。およそ120000haあります。湧水の場所や溶岩洞窟など、全てこのエリアの中に含まれております。ところが国立公園は富士山すべてを含んでいるわけではありません。東富士演習場、北富士演習場があり、そうした地域は国立公園から除外されております。また逆に富士山の外側の地域になりますが、御坂山地とかあるいは天子山地そして愛鷹山の一部が公園に含まれております。

次に景観の特色ですが、残念ながら国立公園の指定当時の資料は戦災で全部焼けてしまい、残っておりません。田村剛先生の「国立公園講話」とか国立公園協会で出版されました「国立公園の話」、そういう資料から富士山の景観の特色について拾ってみました。それらの資料によりますと、大体4つの景観特徴についてまとめられると思います。

一つには富士山はコニー型の火山として典型的であり単独に孤立する単式火山として代表的である。景観型式から見て、火山地形の代表であります。

二つ目には国民に特別の親しみを持って眺められてきた山である。また日本のシンボルであります。つまり、わが国の最高峰であり、世界に誇れる美しい姿で、日本一美しいとか、世界一美しい山と言われています。それから登山するよりも絵画的に觀照する山として扱われてきました。また絵画、紀行、詩歌、伝説や物語にこれ程数多く登場する山は日本にはないと言われています。

三つ目は上代から神山として崇拜と信仰の対象として扱われてきたことです。もともと富士山は火山活動を繰り返されてきておりまして、その平穏を祈ったのが信仰の始まりだと言われています。従いまして富士山の山自体ご神体でございまして、その神社が浅間神社です。富士講が江戸時代まで盛んに行われてきました。

四つ目はユニークな自然の生態系を持っているということで、富士火山の生い立ちには、おもしろいものがあります。富士山の溶岩洞窟、丸尾という溶岩流の地形、溶岩樹型といった地形地質上の興味や、富士五湖とか白糸の滝のような湧水の水景につきまして独特なものがあります。それから独立峰として植物の垂直分布が顕著にみられますし、特に富士山は氷河期の後に形成された山で、高山植物や高山蝶の種は限定されています。森林限界をみましてもハイマツというのではありません。そのかわりカラマツが代わりをしてます。そういう特異な生態系をもっています。また吊雲とか、笠雲といった気象現象による景観もユニークだと言われています。以上のような景観的な特徴を富士山は持っています。

富士山には環境保全上の問題が数多くあります。戦後様々な土地利用や開発が行われてきました。標高1800mまでは植林が行われてますし、山麓から中腹、特に標高1400m付近にかけて道路整備やレクリエーション開発が行われています。以前は麓から登山したわけですが、現在では五合目、標高2500mが登山口となっております。こうした開発が速いスピードで進んだわけですが、富士山地域の景観保全とか環境保全に対するコンセプスがなかったというのが一番の問題かと思います。国立公園につきましても富士山地域では公園計画が昭和11年の指定当時そのままに

なっています。特に特別保護地区の指定とか、あるいは1種、2種、3種といった地種区分の指定も行われていません。利用計画は道路整備等によりまして現状とそぐわなくなっています。公園利用施設の整備も遅れている状況であります。公園計画の再検討、見直しが急がれるところです。

富士山には年間3000万人の公園利用者が訪れています。特に五合目には年間400万人、ことに7月、8月の2ヶ月間に30万人の登山者が訪れているような状況で、過密利用となっております。こうした公園利用から発生する問題も大きく、特に、五合目付近の車の混雑、それから510トンものゴミの発生、屎尿処理の問題などが出ています。そのため、汚いとか不衛生といったイメージが定着しております。また利用者の目的をみると、御来光を仰ぐとか、日本一高い山に一度登ってみることが目的になっておりまして、富士山の自然にあまり関心が示されていません。こうした公園利用から発生する環境問題についても早急の対策が必要です。

その他、植生の保護とか保全の問題もございます。本来、森林を形成しないハリモミが森林を形成しております。これは山中湖のすぐ畔にございますが、最近の環境の変化によりましてそのハリモミ林が衰退の危機にあります。それから富士山に残されました唯一の小田貫湿原の乾燥化もみられます。そういう植生の保全、復元対策が必要だと言われています。それから山麓ではオフロード車が入りまして植生の破壊が進んでおり、車の乗り入れ禁止措置の対策も実施しております。

以上の富士山をとりまく状況を踏まえて、世界遺産についての問題や経緯をお話ししたいと思います。富士山の様々な環境問題を解決する手段の一つとして、世界遺産の問題が起きました。日本の象徴である富士山を世界遺産として保護、保全していく運動が静岡、山梨を中心として展開され、平成6年12月に約246万人の署名が集められました。その署名でもちまして、富士山の世界遺産リストの登録に関する請願が国会に提出されました。この請願の主旨は富士山の世界遺産リストへの登録を目指して保全対策に積極的に取り組むことを求めたもので、平成6年12月9日衆議院の全会一致で採択されています。

世界遺産には自然遺産と文化遺産の二つがあります。その二つの観点から富士山が持っている資質等について私の考え方を申し上げたいと思います。まず自然遺産につきましては平成5年に白神山地と屋久島が登録されます。その内容や経過からみると、登録のためには3つの要件を確保する必要があると思います。一つが高い原始性が残されていること。二つ目が相当の面積規模を確保できること、それから三つ目が厳格な保護措置が図ることが可能かということです。

まず、高い原始性が残されているかということですが、私は、風景美、あるいは地形的特徴については非常にすぐれたものが残されていると思います。しかしながら北側と東側は演習場になっており、山容全体が保護されていない。もう一つは遠景としては美しいんですが、近景としては山麓から山腹にかけて観光施設が多く、目立ちます。それから山頂まで多くの人が利用している。そういうことから、原始性の高い所もありますが、山全体からみると原始性を保持しているとは言いがたいと思います。

次に、相当の面積規模が確保できるかといいますと、富士山は大体標高2000mをこえる山頂部分と青木ヶ原地域が特別保護地区、第一種特別地域に相当する部分で、厳正に保護する地域は限られると思います。従いまして山容全体を登録区域にするには非常に難しいと思います。

今後厳格な保護処置が図られるかという問題ですが、将来、特別保護地区とか第一特別地域を大幅に保護拡張することは非常に難しいことです。また大勢の観光客とか登山客を受け入れる条件

表-1 世界遺産の種別と登録基準（文化遺産の登録基準の和訳は稲葉信子「文化遺産の新しい枠組みと専門会議の意義」）（『月刊文化財』（平成7年2月による））

種別	登録基準	オーセンティシティ	インテグリティ
文化遺産	<p>①記念工作物：記念的意義を有する歴刻および絵画、考古学的物件、構造物、洞窟住跡ならびにこれら物件の集合体、歴史上、美術上、科学上特に普遍的価値を有するもの。</p> <p>②建造物群：独立または連続した建造物群で、その建築性、均質性、風景内における位置、歴史上、美術上、科学上特に普遍的価値を有するもの。</p> <p>③遺跡：人工産物または人工と自然の結合の所産、考古学的遺跡を含む区域で、歴史上、鑑賞上、民族学上、科学上特に普遍的価値を有するもの。</p>	<p>i.)人類の創造的天才の傑作を現すもの ii.)ある時期を通じ、またははある世界文化上の地域において、建築、記念碑的芸術、または、町並み計画および景観デザインの発展において、人類の価値の重要な交流を示すもの iii.)生きている、または少なくとも稀な証拠となるもの iv.)人類の歴史上重要な時代を例証するある形式の建造物、建築物集合体または景観の顕著な例 v.)ある文化（または複数の文化）を代表するような伝統的集落または土地利用の顕著な例の、特に回復困難な普遍的な意義を有する出来事または生きた伝統、思想、または信仰または芸術的および文学的作品と、直接にまたは明白に関連するもの（委員会はこの基準が一覽表への登載を容認する場合は、極めて例外的な場合、または他の文化遺産または自然遺産の基準と関連している場合に限られるべきであるとみなしている）</p>	<p>1. 意匠 design 2. 材質 material 3. 技術 workmanship 4. 環境 setting</p> <p>1. 特徴・特性 distinctive character 2. 構成要素 distinctive components</p>
自然遺産	<p>①無生物または生物の生成物または生成物群からなる特徴ある自然の地域であって、鑑賞上または学術上顕著な普遍的価値を有するものの。 ②地質学的または地形学的形成物および脅威にさらされている動物または植物の種の生息地または自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上または保存上顕著な普遍的価値を有するもの</p>	<p>i.)生命進化の記録、重要な進行中の地質学的、地形形成過程あるいは重要な地形学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の重要な段階を代表するような顕著な見本であること ii.)陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な生態学的生物学的过程を代表する顕著なる見本であること iii.)類例をみぐれた自然現象あるいは地域を包含すること iv.)学術的、保全的視野から見てすぐれて普遍的価値を持つ絶滅のおそれのある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとってもっとも重要な自然の生息生育地を包含すること</p>	<p>1.)は全体、大部分において、自然環境上のつながりの上で相關的ないし相互的に重要な要素を示すもの。 2.i.)は遷移の基本的な様相を示すもの。 2.ii.)は多様な規模と必要な要素を持つており、その内部に包含している生態系と生物の多様性保全のために欠くことのできないもの。 3.)は対象となる生物地理学上の区域はない地域を含むべきである。 4.)は対象となる生物地理学上の区域にはその保全が欠くことのできないためにはその保全が欠くことのできない地域を含むべきである。 5.)～iv.)の地域は、維持管理計画を持たなければならぬ。 6.)～iv.)の地域は、立法上、規制上、または制度上、長期的に適切な保護を受けるものでなければならない。（下路） 7.)～iv.)の地域は、生物の多様性にとつて最も重要な場所である。</p>

下で早期に規制の強化や保全の抜本的な改善をはかることは難しいと思います。以上、富士山は、屋久島や白神山地の前例と比較するといろいろな面で違いすぎると思います。

もう一つの考え方としまして文化遺産の中にある文化的景観があります。富士山はわが国では最も美しい風景美を有するばかりでなく、世界的にも有名です。また古来より山全体が信仰の対象であり、多くの歌や絵画の対象となるなど、日本人の心に深く根ざした親しみがあります。そういうことから富士山が文化的景観という新たな概念に該当しないかという考え方方が提起されています。これまでのわが国の文化景観の概念の捉え方というのは、自然公園では社寺や史跡などを含む歴史的な景観、牧野と呼ばれる草原景観、古い町並みといったものだったように思います。富士山の場合をみると浅間神社とか富士講にまつわる史跡などがありますが、特に富士山の特徴は、日本一美しいとか歌や絵画の対象とされてきた、あるいは神の山として崇拜されてきたというこれまでの文化的景観の対象とは違ったものだと私は考えます。すなわち精神文化的な意味をもつ新しい概念のものであると考えています。この点につきましては、わが国では、評価の手法や基準がまだ確立されていないように思います。また、精神文化的な文化景観の保護のあり方につきましてもよく考えなければならないと思います。どこまでを景観の領域として考えるのが妥当なのか、どういうふうな保全管理の仕方がいいのか、あるいは保全のために現況をどのように改善しなければならないのか、といったことにつきましても明確にしていく必要があると考えてます。

今、世界遺産の考え方について話しましたが、富士山には世界遺産の問題の前にまず解決しなければいけない基本的な環境保全問題がたくさんあります。特に、富士山の環境保全をはかるための体制を確立することが大切であります。そして出来るだけ早く保全対策を実施することが私は世界遺産実現にもつながっていくと思ってます。

最後に現在環境庁の実施している環境保全対策について紹介いたします。一つは公園計画の再検討で、保護のための地種区分、自然とのふれあいを基礎とした新しい利用計画の策定が進められ、もう既に県、市町村との調整が行われております。二つ目は公園利用により発生します環境問題です。快適性の減少、トイレの屎尿処理の問題、ゴミ処理の問題につきまして、富士山地域環境保全対策協議会が平成7年1月に設置され、対策が進められております。具体的な実施策をいたしまして、特に緊急を要しますトイレの屎尿処理問題につきましては、電気、水がなく、運搬も困難なものでの新しいトイレの整備が進められております。ゴミ処理対策をいたしましてゴミの持ち帰り運動を徹底するための施策も推進されておりまして、特に一斉清掃を今年度から実施することになっております。

司会： 次に安原さんに文化庁の立場から、富士山の文化的景観としての価値と保全と実態についてお話ををしていただきます。

安原： 富士山の事については、既に本中さん、赤土さんから概略の話はありましたので、特別につけ加えることはありません。元になっていることを一つ申しておきたいと思います。名勝というのは皆さんを含めて世間ではあまりご存じでないと思います。自然的なものと人文的なものがありますが、その自然的なものの中からどういうものを選べと言っているかと申しますと、風致景観をまず第一に入れてあります。誰が見ても「あーいいな、きれいだな」というのを選ぼうと。次に芸術的価値より先に名所的というのがあります。ここが名勝という一つの保護政策の根本になっていると私は思います。

歴史の跡の所は名所旧跡という一般用語で知られていますが、いわゆる旧跡と言われたのが普通です。事件ですとかいろんなものが作られた、残っているというのが旧跡、現在の史跡なのです。

ところが名勝というのはそういう学術的な価値づけが明確でないということです。明確ではないけれど、古くからの伝説とか伝承、見事な風景、そういったような場所が各地にあります。それを全国から選ぼう、指定するからにはいろいろな人が来ても「きれいだな、すばらしいな」と思えるようなものを選ぼうと、つまり単純に言うとそういうことです。そういう中で富士山といいますと、火山と山岳、高原がジャンルとして当てはまりますかね。一応、火山と山岳、展望地点ということですが。

ここでちょっと補足しておきますと、一番最後に展望地点というのがあるんですが、この基準は昭和25年の文化財保護法、戦後の法律の時に作った基準です。それより前に大正8年に作られた史蹟名勝天然紀念物法をもとに作られた基準では、展望地点はあるんですが、こんな簡単な書き方ではないんです。ここからの眺めがいいというのではダメだということです。富士山の場合もそういうことで、周りの愛鷹山を含め指定されてません。純粋に自然が作り上げた見事な景観を選びだそうとしているのではないんです。私は学生の頃信州によく来たんですが、私の好きだった険しい3000m級の山々も名勝に指定されてません。現代的に言うと山岳部の連中ですか、社会人の登山グループの連中しかいかないような所は、世間の人には直接関係ない。江戸時代の人が行き来てなかった、触れてなかったような所は指定されておりません。つまり何らかの人文的な歴史というかストーリーがなければあえて取り上げないというのが名勝の考え方です。ですからこの名勝というのは自然的なものと同時に歴史を含めた文化を基盤にした捉え方であると私は考えてますし、皆さんにもご理解していただきたいと思います。そういう意味ではごく近年にヨーロッパ勢がワールドヘリテージの中でカルチュラルランドスケープをとりあげてきたことよりもはるか以前から日本では既にカルチュラルランドスケープに相当する感覚を持っていたと私は感じております。

富士山は確かに有名です。富士山は古くから信仰山としてはあったんです。どのくらい古くから信仰されてたかと言いますと、神社の歴史というものでは随分さかのぼり、遠いことになりますが、富士山の信仰というのは基本的には江戸時代の中期以後、つまり農民、町民の講組織の活動が活発になってから大きくなつたと思います。それ以前ではその信仰は薄かったと私は思っています。ところで、富士山が信仰の山だと取り上げる時に、じゃあ日本の内で似た所はどこかとなると、これはアイヌ民族における聖地なり聖なる川などがありますが、それを見ると捉えてない。富士山だけが信仰の対象の山となるかというと私は、個人的には危ないと思っています。

そのかわり富士山というのは、何とか富士と呼ばれる山が全國にあるんですね。また銭湯の絵になったり、お酒の銘柄にも、つまりそういう点では非常に慣れ親しんできたということは間違いません。それ以外の点ではなかなか難しいかな、文化的景観に定めていくのは難しいかなと思っています。

名勝で指定されている保護はどういうふうになっているかといいますと、保護するために何か政府がお金を出していろんなことをするというのではなくて、土地を持っていて、管理している人が何かをやろうとすると制限するという法律で、制限する目的は指定した時の状態を凍結するという考え方です。ですから凍結することは決してできることであります。ただし大きな変化は防ぐという効果を持っています。その制限のやり方は何かというと、何をやろうとしても文化庁の長官の許可を得なければならないということです。許可を得なくてやると法律違反で、それ相応の措置が取れるわけですから、実際やろうとしてもできなくなる。そこで実際に憲法に保証されている私権の尊重のこととぶつかりあいがでてくる。わかりやすく役所の仕事からいいますと、その

間で折り合いをとるということです。つまり制限する方もそうは無理いわない。やる方もそう自分勝手なことはやれないというよう両方で中をとったような内容で治めるというのが現実です。

国立公園ではきちんと全国立公園に適応できる基準をもつてるのでそれをやっています。名勝の場合、一本にはできない。あまりにも多岐にわたり種類も多いですから、従ってすべて許可してくれと言ってきたら我々がその中味を見てですね、文化財保護審議会という専門家も入れたチェック機関に説明して、そこでチェックが入ればそれに応じて対応していくということになっています。富士山については、両方かぶっています、国立公園と名勝と。その中でチグハグにならないようにしてますが、お互いに苦労します。

スバルラインで五合目まで車を樂々と上げたことが今の状況に及ぼしてきた一番大きな変化だというふうに思っています。私としては、特別名勝の五合目から上は基本的に聖域なんですね。せいぜいあそこまで行って帰ってくるというのが本来なんです。それと古くから上がっていった歴史的な道を指定の範囲としていますので、その指定地どおり一合目から歩けという指導をやっています。そういうことの方が富士山を楽しむにはよいんだというようにしだいになっていかない。

さて日本の文化的景観ですが、世界的に考えてみた場合にですね、温泉はおそらく世界一ですね。谷間の中の両側の狭いところに木造2階建て、3階建ての温泉宿が並び、湯煙の中に浴衣とけた履きのお客がそぞろ歩くという湯の街エレジーのごとき雰囲気。景観は特異なものであります、世界的にも。

文化庁が始めたばかりの登録制度の導入ですが、いまの所、明治以降の近代の優秀な建築を、指定するより少し規制を緩めてでも幅広く保存しようということです。ですから今まで捉えられなかった、例えば昭和とか、場合によっては戦後でも優秀な建築を拾い上げていくということがおきると思います。あんまり世界のことばかりを考えなくとも、まず土台をしっかりするために、日本として失わないほうがよいとという文化的景観というものは何かということを考えていきたいと思っています。

進土五十八（東京農業大学）： ランドスケープ遺産保全委員会の委員長を務めておりまして、その立場として一言申し上げたいと思います。この委員会を作る時に、ランドスケープ遺産保全委員会という名前になりました。本当なら文化財庭園保護委員会でもよかったです、ちょっとカッコつけようとして、私のアイデアなんですが、つけたのです。ランドスケープ遺産は歴史遺産も自然遺産も含んでいるわけです。ただ現実に学会として活動していく場合、一方に自然関係では造園のコンサルタントが自然環境破壊を伴う開発計画で食べているという現実の問題があり、大変難しい。学会として行動する時に、あの開発を止めなさいと簡単に言えない部分があります。造園の特質は保護と開発を調和しながらやっていくということですから。

木村尚三郎さんがワールドヘリテイジンポジウムで過去と自然と人類との共存を言っております。私は経済との共生というものがやっぱり現実にあると思います。我々がランドスケープの遺産として保全を考える時に、今まで単に歴史的自然の保全ということといえば経済の話をしなくてもよかったんですが、このカルチュラルスケープの問題には農業のような基盤があるわけです。「なりわい」との関係ですね。「なりわい」というのは、環境を維持する根幹にくる生産ということがあるわけですから、大事なことだと思います。さらに農民という問題がそれに関わってきます。担い手もありますし、逆にネガティブに働く場合もあります。

オーギュスタン・ベルクさんが風土性の話ををしてまして、彼は近代が風土というものを自然と歴史に分けたと分析してました。本来のランドスケープは自然も歴史も一緒になければいけない。

それが本来風土であったし、ランドスケープもそうだったと思うのです。近代という時代は、分類し、法制度化していったので、風土とか風景という言葉をどんどん切ってしまったのです。国立公園もそうですね。環境庁にあって自然保護局になって自然に徹するようになったのです。国立公園というのは風景保護だったんです。自然と歴史を2分法でやっていたところに本当は造園の不幸があって、逆にランドスケープ遺産という呼び方をするとそれは統合できるということかもしれない。まさにランドスケープの特徴は、そのカルチュラルランドスケープで象徴されるように、そこにある自然を人間が使いながら、つまり営みの中に組み込みながら、ある形を生んでいったところにあるわけです。そんなふうに考えると造園家の出番があると思います。

また造園の分野は、造園計画学の中に観光計画というものをずっともってきたのですね。あるがままの風景を産業にする、つまり経済に転換する手法として私は観光があったと思います。もちろん弊害があります。今のやり方が悪いんであって、概念は正しかったのです。そこにある風景を経済価値に転換する、最初に申し上げたように歴史との共存は自然と人類との共生だけでなく経済との共生を自主的に確保しなければ本当のカルチュラルランドスケープは維持できません。その意味では造園が持ってきた観光という切り札は非常に大事なものです。これまで観光公害とネガティブに捉えてきましたけれども、それを保全する費用をどこからか生み出さなければいけないわけですから、その辺のところを我々造園家が考えるべきです。

もう一つ重要なのは技だろうと思います。この間、富山県で国際職芸学院ですか、早稲田の方々が大工さん達と職人の学校を作りました。担い手、技術に関して造園界の持っているノウハウでどう取り組むのか、議論すべきテーマの一つであると思います。

これまで長い間、自然保護と風景保護とか自然景観と人工景観とか対立的に扱ってきたものが、ちょうどこの世界遺産をきっかけにして、まさにランドスケープの本来のあり方、それは文化的景観そのものですが、対立なく捉えていくことができる。単にそこにある自然だけでないし、人間の関係だけでなく、それが一体となってトータルランドスケープがあることを認識しながらどうするかということ、それが農村にもあり庭園にもあり、都市にもあるわけで、そういうものにどう関わっていくかですね。ですから私はこの今日のテーマである文化的景観の保全を歴史原論系だけのテーマとして捉えるのではなく、造園界の活動全体の非常に大事なテーマであると思っています。逆に言えば歴史が現在の中で一番重要な意味を持っているということです。

最近ルーラルランドスケープというものに関心がありまして、農村景観に強い関心を持っています。この時、農水省だと切り捨ててしまう棚田ですね、それを単に一観光地として促えただけいいのかということも考えなければならない。役所の話をしますと、役所内の分担で景観までやると問題かなということです。農水省と環境庁と文化庁と一緒にになって国土の重要なランドスケープを保護し、あるいは一部手直しし、保全し、あるいは作っていくという体系こそ考えてほしい。それを国家レベルで考えていくべきだと思います。そういうことが必要な時代になってきたと感じています。以上です。

司会： これからディスカッションを始めていきたいと思います。どなたでも結構ですのでご意見をいただきたいと思います。

赤坂信（千葉大学）： どういったものを世界遺産にすればよいのか。生活の風景であるすぐれた景観を世界遺産とする必要はないのではないか。またこの点に関する南北問題は生じていないのか。

安原： 基本的にはユネスコ憲章から始まっていて、非常に高邁な思想を掲げて走ってきてるわけです。これは世界中に保護す

べき遺産がこれだけあるということを提示するだけでなく、実はこのまま放っておくと消えてしまう文化遺産を守ろうとすることが一番の基本です。しかもその基盤はそれぞれの国が出来ない所を外側から守ろうというのが基本です。はっきりいいますと経済的に一応順調に進んでいる国は守ってもらうべき立場にはないんです。生活面の貧困、経済面での貧困性ゆえに、文化遺産をないがしろにしたり、犠牲にせざるにえないところを何とか助けようというのがこの基本の考え方です。

会費を払うんですが、個人的な援助を含めてそれによりその先に貧している世界遺産、ないし相当するようなものの保護を図ろうとすることが主体ですね。ところが日本は遅くに入ったものですから次々と登録してほしいと出したんです。早くも国内的な問題となっていました。つまり法隆寺は世界最古の木造建築ですから問題はないにしても、京都が登録されたならうちもならないかということの矛盾が生じるでしょう。これが始まった頃、内部的には何のメリットがあるのかという反応が行政内部にありました。メリットなんてないんです。こっちはギブアンドテイクのギブの方なんです。そして入ったからには登録物件をもたないのは恥ずかしいからあげろと。その時私は個人的には富士山一本だけをあげておけと、つまり環境庁と文化庁とで自然とも文化ともつかないけれどいいから富士山一本だけにしておこうと、後は推薦しない方がいいだろうと、私個人の考えですよ。富士山だったら富士山を登録して何でうちの山をやらないんだろうとはたぶん言わないだろうと。本来の目的を忘れてはいけないだろうというのが自論なんです。

ところが、最近タイやカンボジアでもそうなんですが、やっと平和になってきて、さあこれから世界的に有名な遺産を元に観光客を呼んで、潤うとしているわけです。ところがフランスの長いこと苦労してきた関係者が、そういうところに走ってはいけないと言いました。ですが観光開発という名目でもいい保護をしようとしている、そうせざるをえない国の事を理解しなければいけない。それなしで、ただ単に自分の国の基準だけでこうすべきだとおしつけることでは、これから絶対進まないとと思うし、そのこと自体決していいことではないと私は個人的には思います。

本中：世界遺産条約を締結して加盟国の一員になるという意味は、大きく2つあると思います。1つは自分たちの持っている自然と文化の遺産を推薦して、各国の文化のあり方、つまり価値を普遍化していくことですね。リストを信頼性のあるものとして完成していくことは、各国が各国の文化と遺産を認め合い、普遍的価値の総体を形成していくことに他ならないと思うんです。だから、それぞれの国がそれぞれの文化を代表するものをきちんと拾いあげて全体で完全なリストを作っていくとする努力が継続されている過程にあるという事ですね。そういう意味でいうと、日本が持っている独自の文化が投影された遺産は、積極的に世界に発信していく必要があると思います。その一つの試みが富士山の登録というものにつながっていくと思いますし、木造文化財の保存のあり方についてヨーロッパとの違いを示していく努力もあると思います。ヨーロッパ人は材質の真実性、材質がどれだけ後の世にまで残っているかを非常に大事にするあまり、日本の文化財の解体修理ですと、材質が腐朽している時に場合によって50%以上取り替えなければならないという方法に非常に疑義をもっていた時期がありました。それが一昨年、奈良で遺産のオーセンティシティ（真実性）をどのように伝えるかということについて専門家会議を開催した時に、その国が独自の方法で責任を持って保存にあたっているのであれば、それを積極的に認めようと、要するに文化の多様性をお互い認めていることで合意しました。その国の国民が信じている一番正しいことならば、皆も認めるべきだという考え方にもとで発展してきたということです。

私は日本から発信すべき独自の文化や遺産はもっとあると思うんです。遺産の推薦を通じて日本文化の在り方、保存の在り方をもと海外にむけて発信していく必要があると思います。

世界遺産委員会に加盟する事の第2の意味は技術的、あるいは財政的な援助を相互にとることだと思います。危機に瀕している遺産には財政的援助を行って、それを地域ぐるみで保存していくこうというものが世界遺産条約の大きな主旨です。そういう意味でも日本は期待されている国です。ただ遺産委員会の議論を聞いてますと、日本のようにお金をお出している国は態度が慎ましい。言いたいことを言っているのは、発展途上国という感じがします。経済面での国際会議とはちょっと違う感じがします。ですから南北問題というのは、会議の中であんまり表面的には出てきません。

赤坂： 国内問題になったとき、世界遺産を一位とする序列が出てくる。お墨付きをいただいたところと無いところでは扱いが異なってこないか。また、日本から発信できることはなんなのか。安原： 外圧利用型の文化政策という信仰ですが、国内で我々がいくら言ってもなかなか動かなかったものが、ちょっと他国の人人がきて言ってくれるとすぐやるのをそろそろやめないと一人前でないと言うんですけど。

こっちからの発信と言ふことは、大事なことです。今まで特に建造物、古い木造建築の修理の歴史が100年以上あるんですよ。修理の記録がこれだけたくさん集まっているというのは、日本の木造建築しかありませんが、報告書が全部日本語なんです。未だかつて国際共通語で修理報告書を出したことは一度もないんです。ですから庭園でもそうですが、修理したり、どっかをわざわざして復元したときは報告書はとにかくサマリーだけでいいから国際共通語で書くべきだと、遅ればせながらやっております。そういう効果は既に出てます。

赤土： 自然遺産の取り組みの考え方なんですが、屋久島と白神山地は登録されましたが、これから自然遺産の登録はあるのか問題になってくるのだと思うんです。登録する当初の日本の考え方とIUCNの調査者の考えに随分隔たりがございました。実は屋久島は全島が登録されるものだと当初IUCNは考えていたようです。日本の考え方は特別保護地区ということで山の上に人が住んでいない場所を考えていた。日本の土地利用の現状から考えますと非常に厳正保護を図れる地域というのは、かなり限られる場所になってしまいます。あまり小面積の地域を世界遺産に登録していくのは如何なものかと思いますし、かなり自然遺産に関しては慎重にならざるをえないと思います。

それから富士山に対する文化的景観という考え方なんですが、本中さんが説明されました第3カテゴリーの問題に当たりますが、それには2つの考え方があると思います。文化的なものを中心にして考えていくか、あるいは自然を中心にして考えていくかです。そういうところからかなり考え方には違いがでてくると思います。富士山をどちらからみていくのかということで、かなり私は違うように思います。

高橋理喜男（日本大学）： なぜ文化的景観として認めなければならないのか。そして特に文化的景観の第三カテゴリーである「関連する景観」の関連性を考えていくと、取り扱いが難しいのではないか。また、また自然景観から文化景観までアナログ的に連なっている。同時に自然景観と文化景観では保全のためのアプローチが異なる。この点から見つめる必要がある。

安原： 私も「文化」をつけること自体、何だと思ってます。つまり風景というのはもともとその中にカルチュラルメントナンスが入っている。そのところで議論することは、おおいに結構なことだと思うんですが、その基盤になっている思想を考え直すことが重要だと思います。つまり TOWN なり CITY なりのランドスケープといった景観に大分譲り切ってきており、長年継続し、あ

まり改変しない土地の使い方に価値を見いだそうとしてますが、それは日本だけでなく他の国も同様で、一つの指針を示している感じがします。後の点ですが、宗教的な信仰的な関係というのは、今生きているという事と関係し、難しいこと思います。

角彬寿（南九州大学）：自然や景観に関して保存と開発の問題がいろいろなレベルでおこってきている。どう整理し、対応していったらよいか。

安原：規制だとか要項とかを作ってきた結果ですが、世界遺産になつたらどういう生活をしたらいいんですかということを聞いて来るみたいな主体性のない考え方が出てきています。これが根本的な問題かと思います。

ですから文化的景観とは何かということをいうより、自分が行った町とか村とかどんな所でも良いんですけど、見たり感じたりした時に何かチグハグでおかしいなと感じることから始めるしかないなと思います。長い間の継続性に基づいた一つのまとまりが感じられるものが何だろうと、それ以外の景観で全く周りと調和しないのはどんな物があるのかなと感じることの方が文化的景観ということを考える一番の基盤になると思います。一番歴史のある農林、水産という第一次産業のベースを見る癖をつけておけば、少しは見えてくると私は思っています。

赤土：先程、進士先生がおしゃってましたなりわいというものや、経済から考えるのはいいことだと思います。実際にわが国の土地利用や土地所有形態を見ますと、私はなりわいや経済の中で地域が何を選択するのか、という問題が大きいと思います。そういう関係の中で日本の自然景観の保護は成り立っておりまし、文化的景観も同様に考えていかなければならないと思います。

話は変わりますが、今回の富士山の問題というのは非常におもしろいと思います。今までの文化的景観というものは寺社仏閣や史跡などを対象として、自然景観の融合の中で考えられてきたわけですが、富士山では文学とか詩歌、絵画といったものが中心になり、どちらかと言いますと、精神文化的な意味合いが強いのです。これを文化的景観として捉えるのか、ここが一番の問題だと思います。精神文化を持つ自然景観に対する評価の方法、評価の基準、そういったものがこれまでの日本の制度にはなかった新しいテーマだと思います。

西田益温（西日本短期大学）：地元の主体性が重要なのではないか。公共性と私の利用の関係の折り合いを付ける仕組みを用意しなければならないと思う。

小野健吉（奈良国立文化財研究所）：文化的景観としてこれから特に問題となるのは文化的景観の自然と生活の折り合いによる第二カテゴリーではないか。

吉田博宣（京都大学）：棚田の例もそうですが、生産からはずれた景観をどう保つか、扱い手の深刻な問題がある。景観を保全する基盤づくりがいるのではないか。

安原：一番の問題は形だけを維持すればいいのかという点です。棚田問題が出た途端に、私は百姓の出ですから頭にきました。もっとも貧困な辛い農業形式です。地元とすれば、あんなことせずに真平な所で、なんとかそっちに向かいたいと言っているのにビシャと戸をたてられた感じで、つまり全然わかってくれてないなという感じがするんです。これに関連しますが、以前に明日香村を一村まとめて古都保存法で固定しようとした時に、私たちは動物園の猿かと地元の住民が怒ってきたことを覚えてます。つまり見せ物かということ、こういうことは、これからずっとあります。そのところを避けずにやっていかなければなりません。

内田和伸（奈良国立文化財研究所）：第二カテゴリーが大切だ。水系を含めた土地利用システムの保全の仕組みを現状でもできないか。

安原：それは史跡の観点で出来ます。しかし一番の問題でやり

にくいことは、まだ続けていることで、変化が予想されることです。数年前に福岡の三連水車、つまり田植えの時だけ水を送る水車を溝に持ってきて、組み立てて入れる事をまだやっている所がありますが、これを史跡に指定したんです。そこは水を入れ役目が終わると、たたんで片づけてしまうんです。一時期しか動いている姿をみられないという珍しい史跡なんです。

非常に微妙な問題を含んでいるんですが、極端の事を言いますと棚田というものは、名勝とか景観問題でいくと耕作が続いていない意味がないんですけど、史跡でいくと、かつてこういう農業形態があったということを示す形があればいいんです。現在の基準で充分指定可能です。

仲隆裕（京都芸術短期大学）：京都市で文化財保護条例を作った時に登録制度を作った。所有している人の生活を守りながら重要なところを残してもらうために免税とか補助金のシステムを考えていないか。

安原：指定している範囲の固定資産税は土地の税務署がやることですが、免除することが出来ます。登録制度になるとそこまでは手厚くないけれど半分位は下げますよという方向なんです。補助金はまだこれからです。細かいことはしだいに対応物件によって厚みを増してきます。

司会：最後に本中さんからまとめをお願い致します。

本中：今日はいろんな意見をいただき、非常に勉強になりました。最後に申し上げたいのですが、富士山は日本の特殊な文化を代表する山なんですね。山が宗教的な対象になっているとか、あるいは日本人の心のシンボルであるという点において、ヨーロッパなどには全然ない山のあり方です。日本から独自な文化を発信していく上では非常に大きな素材になるであろうと思います。先程赤土さんが文化的景観の第3カテゴリーの取り扱いについてはまだ定まらないで、明らかにしていく必要があるだろうとおっしゃいました。私もその通りだと思うんですが、それは富士山の推薦を通じて明らかになっていくんではないかと思っています。ですから我々の文化を代表する遺産を各国が積極的に登録していく中で、さらに豊かなリストが完成されていくし、登録基準も完成されていくんだろうと思っています。

それから、今日の議論で興味があったのは農業景観の保存ということでした。その中で我々は先ほどの質問にもあったように、史跡や名勝として指定した場合に、農業景観の保存が計られるのかということです。これについては私は非常に疑問を持って感じているところなのです。例えば史跡指定した時に、ある時点で停止した風景として保存することになります。しかし、それは本来の農業景観の保存につながらないのではないか、例えばそこで営農されていること自体に意味があるのであって、そこが公園になってしまったのでは全然意味がないのではないか、ということです。それを生きた景観として保存するためには農水省が主体にならなければならないだろうし、景観の文化的価値をどのように保全していくべきかという事については文化庁が関与していかなければいけないだろう。自然環境の保全問題からすると、環境庁マスターですね。そのような役所間での連携が重要になってくるんだろうと思っています。

今各地で進んでいる棚田の保存でも、農水省の補助事業やいろんな起債事業を適用して対策を考えている所もあります。そこでは文化財指定された時には一体どういうメリットがあるんですか、とも聞かれます。実際に地元のためになる補助システムが必要になると思うし、営農する人々にとって大きな制約になる保存であってもいけないというように思います。その際にはバラバラ縦割り行政でやっているゆえ、連携が必要だとも思います。以上です。

司会：ありがとうございました。

（文責：佐々木）